

# くまよう会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、「くまよう会（熊本県立熊本養護学校・熊本支援学校同窓会）」と称し、事務局（熊本市中央区出水5丁目5-16）を熊本県立熊本支援学校へ置く。

第2条 本会の会員は、熊本県立熊本養護学校及び熊本支援学校の卒業生又は在籍した者とその保護者とする。

## 第2章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに母校との連携を密にし、卒業生の家庭生活、社会生活をより豊にし、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

## 第3章 役員

第4条 本会に、次の役員を置く。

- 令和6年度以降、卒業生役員については会長、副会長、会計をそれぞれ1名ずつ選出する。また卒業生保護者理事については、会長、副会長、会計、監査をそれぞれ1名ずつ選出する。
- 事務局を熊本支援学校に置く。

第5条 卒業生の運営委員及び卒業生保護者の理事は、卒業生会員及び保護者の中から選出する。

第6条 役員は運営委員において選出し、総会の承認を得る。

第7条 顧問は原則その年度の熊本支援学校の校長とし、運営委員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。その他の人選が必要な場合は、運営委員会にて検討し委嘱する。

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

だい じょう 第9条 やくいん にんむ つぎ 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 かいちょう ほんかい だいひょう かいむ しょうり 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
- 2 ふくかいちょう かいちょう ほさ かいちょう じこ とき しょうむ だいこう 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 うんえいいんおよ りじ ほんかい じぎょうおよ よさん かん じゅうようじこう しんぎ しつこう 運営委員及び理事は、本会の事業及び予算に関する重要事項について審議し、執行する。
- 4 かいけい ほんかい すいとう あ 会計は本会の出納に当たる。
- 5 かんさ ほんかい かいけい かんさ そうかい ほうこく 監査は、本会の会計を監査し総会に報告する。

## だい しょう そしきおよ うんえい 第4章 組織及び運営

だい じょう 第11条 ほんかい かいぎ そうかい うんえいいんかい うんえいいんかい ねんかんけいかく もと おこな 本会の会議は、総会・運営委員会とする。運営委員会は、年間計画に基づき行う。ただし、かいちょう りじちょう ひつよう みと ぼあい りんじ かいちょう しょうしゅう 会長及び理事長が必要と認めた場合は、臨時に会長がこれを招集することができる。

だい じょう 第12条 そうかい ていきそうかい りんじそうかい わ かいさい 総会は、定期総会、臨時総会に分けて開催する。

ていきそうかい がつ かいさい つぎ じこう しんぎ ぎけつ 定期総会は8月までに開催するものとし、次の事項を審議し議決する。

- 1 よさん けっさん ぎけつ 予算、決算の議決
  - 2 じぎょうけいかく ほうこく ぎけつ 事業計画・報告の議決
  - 3 やくいん かいせん 役員の改選
  - 4 その た かいちょう ていしゆつ じゅうようじこう その他会長が提出する重要事項
- りんじそうかい かいちょう ひつよう みと かいいん ぶん いじょう ようせい ぼあい 臨時総会は会長が必要と認めたとき、もしくは会員の4分の1以上の要請があった場合に開催するものとする。

だい じょう 第13条 そしきおよ うんえい だんかいてき しゅくしょう れいわ ねん どまつ そつぎょう せいと いわ かい 組織及び運営を段階的に縮小し、令和7年度末に卒業する生徒の「はたちを祝う会」(れいわ ねん がつ も かつどう ていし かつどうていし い か ぎょうじ けいぞく (令和10年1月)を持って、活動を停止する。なお、活動停止までは以下の行事を継続し、運営は主に学校事務局が行う。

(1) たいかい がつ ボウリング大会【8月】

(2) いわ かい がつ はたちを祝う会【1月】

## だい しょう かいけい 第5章 会計

だい じょう 第14条 れいわ ねんどうこう かいいん ねんかいひ ちょうしゅう しんきかいいん そつぎょうせい 令和6年度以降、会員による年会費は徴収せず、新規会員(卒業生)については、しょかいにゆうかいきん えん ちょうしゅう 初回入会金2000円のみ徴収する。

なお、必要がある場合は運営委員会の承認を得て随時に徴収することができる。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第6章 その他

第16条 会則の改定は、総会において出席会員の過半数の賛成によって行うことができる。

付則

本会則は、昭和60年8月25日から施行する。

付則

本会則は、昭和61年8月17日から一部改正する。

付則

本会則は、平成5年7月17日から一部改正する。

付則

本会則は、平成7年6月4日から一部改正する。

付則

本会則は、平成16年3月31日から一部改正する。

付則

本会則は、平成23年7月31日から一部改正する。

付則

本会則は、平成24年7月29日から一部改正する。

付則

本会則は、平成25年7月1日から一部改正する。

付則

本会則は、平成26年7月31日から一部改正する。

付則

本会則は、令和3年7月31日から一部改正する。

付則

本会則は、令和4年11月17日から一部改正する。

付則

本会則は、令和6年8月3日から一部改正する。